

**富士通 SSL (ソーシャルサイエンスラボラトリ) システムエンジニア過労死事件**  
**—息子の過労死から過労死防止を願う—**

兵庫過労死を考える家族の会共同代表

過労死等防止対策推進兵庫センター共同代表 西垣迪世

1 息子和哉はどのような青年であったか

・第1種情報処理資格取得 ・友人多く・遊びを大切に ・任されたことへの責任感強い

2 事件の経緯

2002年4月 入社(川崎市) —1000人規模の100%子会社、独立採算性—

2002年12月 配置転換 2003年2月 二度目の配置転換

2003年4月 三度目の配置転換(地上デジタル放送関係プロジェクトへ 2003.12.1日本初地デジ開始)

2003年4月 このころから長時間労働が目立つようになる

2003年6月 四度目の配置転換(同じプロジェクト内での異動)

2003年8月上旬 職場が本社川崎市から東京に変更(職場環境悪化)

2003年11月 休職 2004年2月 復職

2005年6~7月 携帯電話PJでの過重労働(再び早朝まで)

2005年8月 休職 2005年11月 復職

**2006年1月 治療薬の過量服用により死亡(27歳)(事故死か自死かは不明)**

2006年4月 労働基準監督署に労災申請

2007年12月 同署が労災を認めず、不支給決定

2008年1月 審査請求 2008年7月 審査請求棄却 2008年9月 再審査請求

2009年2月18日 東京地裁へ行政訴訟提起

2009年6月 再審査請求棄却

**2011年3月25日 東京地裁判決・4月8日勝訴確定(労働災害認定) —大震災の為記者会見できず—**

2012年6月 会社と労働条件改善を含む和解成立

(労働時間の短縮、休憩設備の設置、労働法やメンタルヘルスの講習会実施等の労働条件の改善に引き続き取り組み、長時間労働による健康障害ないし労働災害の撲滅に向けて取り組む。)

3 息子の過労死の実態

①長時間労働 ・月129時間+日々数十分(30~80分)月150時間を超える時間外労働

・約37時間連続勤務(朝9時~翌晩10時前) ・法定時間外労働87時間/5か月

②即戦力としての重い責任と異常な程の度重なる仕様変更と納期のプレッシャーによるストレス

③劣悪な労働環境→狭い、暑い、CO<sub>2</sub>基準値オーバー、終電後の退社は自席で仮眠

④増員(支援)なし

⑤社内とうつ病患者多し(殆ど全員うつ状態→1か月以上休職者・退職者12/74人)

⑥労務管理が充分にされていない

4 労働条件(36協定の特別条項・別紙)

・1日13時間　・3か月300時間　・1年960時間

5 労働災害が認められるために立証すべきこと（裁判の争点・別紙）

- ①業務（過重労働）と精神障害（うつ病）発症との因果関係（発症時期）
- ②業務と死亡との因果関係

6 息子のブログより（別紙）

7 息子を死に追いやった背景（問題点）←自ら選んだ死ではなく

- ① 社員の健康より会社の利益優先の考え方
- ② SEとしてデスマーチへの洗脳（SEはうつになるもの、仕事しながら薬飲みながら治せ）
- ③ 異常な使用変更にも納期変わらず⇒長時間労働（IT業界の商慣行、クライアント上位）
- ④ 就職氷河期。正社員としての再就職の困難さ⇒一人の人間として社会的経済的自立の困難さ
- ⑤ 精神科医の治療の問題（睡眠障害への適切な治療がなされなかったこと）
- ⑥ うつ病のために正常な判断力を阻害されたこと
- ⑦ SE特有の「脳の疲労からくるうつ」ではないか？

8 行政裁判を終えての課題

- ① 息子の過労死の事実を多くの方に知らせるべき ←息子の死を隠したい、息子の所へ行きたい
- ② 若者の過労死防止を！  
息子がブログに語り遺した苦しみと願いをせめて母の言葉で社会に伝えたい。（息子の宿題）  
若者の過労死は本人や家族のみならず、この国の未来を失う。（企業・社会にとっても不幸）
- ③ 2009年過労死防止法の成立を→ 2014年6月20日過労死等防止対策推進法成立！

\*今後の課題 ① 1日・1週間・1か月・1年の適正な上限を設けること。

② 実労働時間客観的適正把握の厳格化・法制化。

② 事業者の過労死防止の責務明記。過労死認定企業名の公表と改善策の公表。

③ 労働組合の役割と権限の強化。

—調査研究の結果により大綱の見直しを。

—過労死防止のための法制上・財政上措置を。

—過労死防止法の施行後3年目途の検討を。

- ④ SEの労働条件の改善と過労死の予防→長時間労働の削減、度々の仕様変更は納期の変更を

9 会社による和解条項実施への期待

★ 初の過労死白書（2016年10月7日閣議決定）

★ 「平成27年度厚労省委託 過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」報告より

・1か月の残業時間が最も長い正社員月 **80時間越え 全体22.7%**

・「**情報通信業**」**44.4%**「**学術研究、専門・技術サービス業**」**40.5%**

★ 「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

～過去5年間労災認定事案の分析～より **（精神障害・自殺）**

・発症時年齢 20代22.4% 30代31.6% → 計54.0%

・死亡時年齢 20代18.8% 30代25.0% → 計43.8%

★ 「過労死等の防止のための対策」（厚労省）

～過労死防止法による啓発⑫商慣行・勤務環境等も踏まえた取り組み(その2)～  
情報通信技術者の労働条件を向上させる取り組み(28年度新規)より  
**IT業界の長時間労働対策検討会での実態報告** (28年12月 西垣)

- ★ 日本の真の働き方改革を！ ←電通事件、兵庫の西日本高速過労死事件等
  - ① 月の時間外労働の上限を45時間に。←実労働時間の適正把握(客観的)の法制化
  - ② 睡眠時間が保証される勤務間インターバル制度の導入。→命の保証
  - ③ 過労死を起こした企業名の公表、改善策を公表し労働行政と国民で見守る。